

## 枕崎市告示第59号

### 枕崎ヘリポート運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例(平成26年枕崎市条例第11号。以下「条例」という。)第9条の規定により、枕崎ヘリポート(以下「ヘリポート」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ヘリポート情報の提供)

第2条 市長は、離着陸等のためヘリポートを利用するヘリコプター(以下「ヘリポート利用機」という。)の運航に際し、必要な情報(以下「ヘリポート情報」という。)の提供を行う。

2 提供するヘリポート情報の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 滑走路、誘導路等の工事、障害、破損その他のヘリポートの施設の状況に関する情報

(2) ヘリポートで観測した気象に関する情報

(3) ヘリポート及びその周辺の航空交通情報

(ヘリポート利用機のヘリポートの利用方法)

第3条 ヘリポート利用機は、あらかじめ市長の承認を受けた場合を除き、ヘリポート標点から10マイル以内の周辺空域において対空通信局と交信が可能な無線電話を装備するものとする。

2 ヘリポート利用機は、ヘリポートの運用時間外に利用する場合又は無線電話を装備していない場合には、自ら運航のため必要な情報を収集するものとする。

3 ヘリポート利用機は、他のヘリコプターに危険を及ぼす離着陸を行ってはならない。

4 ヘリポートに離着陸をしようとするヘリコプターは、次に掲げる

方法により運航するものとする。

(1) ヘリポートに着陸するヘリコプターは、原則として目視位置通報点を経由して、場周経路へ進入する。

(2) ヘリポートを離陸したヘリコプターは、原則として離陸上昇安全高度に達した後、目的地の方向へ速やかに離脱する。

(情報提供等の時間)

第4条 第2条のヘリポート情報の提供は、特に必要がある場合を除き、ヘリポートの運用時間内に限り行う。

附 則

この告示は、平成26年9月18日から施行する。